

## 橋本市病院事業管理規程第5号

橋本市病院企業職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規程の一部を改正する規程を、別紙のとおり定める。

令和7年1月1日

橋本市病院事業管理者 古川 健一

橋本市病院企業職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規程の一部を改正する規程

橋本市病院企業職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規程（令和 3 年橋本市病院事業管理規程第 19 号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（手当の額） 第 3 条 管理職員特別勤務手当の額は、次の表に定めるとおりとする。<u>なお、この表における給料表とは、橋本市病院企業職員の給与に関する規程（平成 18 年橋本市病院事業管理規程第 22 号）第 5 条第 1 項に規定する給料表をいう。</u></p>	<p>（手当の額） 第 3 条 管理職員特別勤務手当の額は、次の表に定めるとおりとする。</p>
<p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;">略</p>
<p>附 則 （施行期日） 1 この規程は、<u>令和 3 年 12 月 2 日</u>から施行する。 2 略</p>	<p>附 則 （施行期日） 1 この規程は、<u>公布の日</u>から施行する。 2 略</p>

附 則

この規程は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。